

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1節 暫定税率	第1節 暫定税率
<p>(暫定税率を適用するバイオエタノール等の証明書の取扱い)</p> <p>2-1 法別表第一第2207.10号の1の(2)のBに掲げるエチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）及び同表第2909.19号に掲げるエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「バイオエタノール等」という。）に係る証明書（令第4条第1項に規定する証明書をいう。）が、同項の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。）にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。</p> <p>なお、当該証明書は、「エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令」（平成20年経済産業省令第28号）第2条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(暫定税率を適用するバイオエタノール等の証明書の取扱い)</p> <p>2-1 法別表第一第2207.10号の1の(2)のBに掲げるエチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）及び同表第2909.19号に掲げるエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「バイオエタノール等」という。）に係る証明書（令第3条の3第1項に規定する証明書をいう。）が、同項の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。）にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。</p> <p>なお、当該証明書は、「エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令」（平成20年経済産業省令第28号）第2条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>
<p><u>(石油化学製品製造用揮発油等の取扱い)</u></p> <p>2-2 法別表第一第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のC並びに第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)並びに第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる揮発油、灯油又は軽油（以下この項において「揮発油等」という。）から製造されるベンゼン、トルエン又はキシレン（以下この項において「BTX」という。）及び副産物であるラフィネート等（BTX留分を含む抽出残油をいう。）が、ガソリン添加用として使用される場合においては、令第5条第1号又は第6条の規定に基づき、その使用相当量の揮発油等は軽減税率の適用対象から除外されるので留意する。なお、当該BTX及びラフィネート等の使用相当分の揮発油等の数量については、次により算出する。</p> <p>(1) ガソリン添加用として使用されたBTXに相当する揮発油等の数量</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>ガソリン添加用として 使用するBTXの数量</p>	<p>ガソリン添加用として使用するBTXの比重 × 挥発油等の比重</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) ガソリン添加用として使用されたラフィネート等の混合物に相当する揮発油等の数量</p> <p>ガソリン添加用として使用する <math>\times</math> <math display="block">\begin{cases} \text{BTX の混合割合 (百分率)} &amp; - 3.0\% \text{ [BTX の抽出不能分]} \\ \text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の比重} \\ \text{揮発油等の比重} \end{cases}</math></p> <p>(注1) 数量については、いずれもリットル位未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(注2) (2)におけるBTXの混合割合の百分率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。</p>	